

派 遣 協 定 書

防衛省（以下「甲」という）と学校法人日本大学（以下「乙」という）は、甲の職員である [] （以下「丙」という）を乙の設置する日本大学危機管理学部（東京都世田谷区下馬三丁目34番1号）に派遣し、調査、研究若しくは教育に従事させるに当たり、次のとおり協定を締結する。

（派遣中の身分等）

- 第1条 丙の乙における身分は、乙の「日本大学任期制教員規程」及び「教員資格審査規程」等に定める教授（任期制）とする。
- 2 甲は、丙が乙に派遣されている期間、丙を休職とし、乙は、丙を前項に定める教員として受け入れるものとする。丙は本協定で定める事項を除き、乙と丙の間で締結する任用契約書に従うものとする。
- 3 乙は、丙の乙における身分の異動、勤務条件等を変更するときは、事前に甲と協議し、その承認を得るものとする。

（派遣期間）

第2条 甲が丙を乙に派遣する期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間とする。ただし、甲、乙協議の上、派遣期間を変更出来るものとする。

（服務）

- 第3条 乙は、丙に対し、「自衛隊法」、「自衛隊員倫理法」その他、甲の関連諸規定（次項において「自衛隊法等」という）に反する業務を命じてはならない。
- 2 派遣の期間における丙の服務は、「自衛隊法等」及び乙の関連諸規定の定めるところによる。
- 3 甲及び乙は、丙に対し懲戒処分を行うときは、あらかじめ相手方に対し、その旨を処分の理由の要旨とともに通知しなければならない。

（給与等）

- 第4条 丙の給与は、次の各号のとおりとする。
- ① 乙は丙に対し、乙の規定により給与を支払うものとする。乙が丙に支払う給与額は、[] とする。
- ② 甲は、「防衛省の職員の給与等に関する法律」に基づき、丙に休職者給与を支給する。
- ③ 丙が乙の勤務地に通勤するために要する費用については、乙の規定により、乙が丙に支給する。

(社会保険等)

- 第5条 丙は、防衛省共済組合に継続して加入するものとする。
- 2 丙は、「労働者災害補償保険法」に基づく労災保険に加入するものとし、その保険料は乙が負担するものとする。
- 3 丙は、第2条に定める派遣期間中、雇用保険に加入しないものとする。

(退職一時金)

- 第6条 第2条に定める派遣期間が終了した時、乙は丙に対して退職一時金及びこれに類する手当を支給しない。

(安全衛生)

- 第7条 派遣期間中の丙の健康管理は、乙が行う。ただし、丙の健康診断は、甲が行うものとする。

(復帰)

- 第8条 丙は、第2条に定める派遣期間が満了した場合は、甲に復帰するものとする。

(疑義の解決)

- 第9条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議する。

以上、協定締結の証として、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保持する。

令和2年3月24日

甲 東京都新宿区市谷本村町5-1

防衛省大臣官房

秘書課長 小杉裕



乙 東京都千代田区九段南四丁目8番24号

学校法人 日本大学

理事長 田中英壽